

令和 6 年度第 2 回田辺市男女共同参画懇話会会議録

開催日時 令和 7 年 2 月 7 日（金）午前 1 0 時～ 1 2 時

開催場所 田辺市役所 1 階多目的ホール 3

出席委員 熊代委員、井濤委員、宍塚委員、芦谷委員、高橋委員、井溪委員、
嶋本委員、中辻委員、松上委員、浜野委員、北川委員、濱野委員、
新谷委員、金川委員、須本委員、高垣委員、松下委員、栗栖委員

欠席委員 0 名

出席職員 木村企画部長、平谷室長、伊達主任、堀口課長（人権推進課）

傍聴者 0 名

議 事

議題

- （1）令和 6 年度田辺市男女共同参画センターの事業報告、令和 7 年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について
- （2）前回の懇話会（10 月 22 日）で出された意見について

その他

- （1）委員からの提案による意見交換
- （2）委員の任期と次期委員について
- （3）その他

主な意見

議題 1：令和 6 年度田辺市男女共同参画センターの事業報告、令和 7 年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について

（資料により事務局から説明）

A 委員・・・生涯学習フェスティバルの件なんですけれども、今現在、中学校における部活動とかで地域移行というのが進められてるんですけど、現状、地域移行が進んでいない状態なんです。やっぱり部活動というのは生涯教育の一環になっていると思うの

で、何とか男女共同参画の中でその地域とその活動に代わるクラブみたいなものを、うまくつなげられたらいいと思うので、生涯学習フェスティバルの中で地域にあるクラブとか、サークルとかをもっと何かこう、展示ではあれなので、誰かに来てもらってお話をしてもらおうとか、ブースとかも作ったらいいのかなと思っています。以上です。

会長・・・ありがとうございます。他にご意見ございませんか。それではただいまのご意見につきまして、どういたしましょう。

事務局・・・今の生涯学習フェスティバルについての意見については、特に賛成とか、いいことだとか、もっとこんなにしたらいいかいというご意見はありますか。

ではまた生涯学習課、教育委員会の方にもそういったお話があったということを伝えたいと思います。

会長・・・皆さんよろしいでしょうか。まだ先の話で、ここだけで決められることでもないので、他のところとも共有して何かできることがあれば、できたらいいかなとも思いますので、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。もうこれ以上ないようでしたら次に進ませていただきます。

議題2：前回の懇話会（10月22日）で出された意見について

（資料により事務局から説明）

B委員・・・今の名称に絡んだことなんですけれども、私が2年前にC委員の後を継ぎまして県の方の男女共同参画審議会へ末席を汚させていただいていたんですけれども、結果、ある通知を直近、そこから参ったのが、名前が変わっているんですね。

どういうことかと言いますと、最初は青少年・男女共同参画審議会。課の名前も青少年・男女共同参画課となっていたんですよ。

今回1月17日に送ってこられた書簡を見ますと、県共生社会推進部こども家庭局、こういうくりも、面白いとらえ方しているなと思ったんですけど。

ここからなんですけど、多様な生き方支援課、としているんですね。ということは、資料見せていただいた中で例えば、参考資料1の健康増進課関連の母子保健推進員についてというふうな入り方をされておまして、回答を見ますと、最後に男性が母子保健推進員としての活動は可能となっているんですね。だけど最初の方、母子保健推進員という形で母子で、管下の名称を持てきますとどうしても先入観として入ってしまいますので、県知事さんの今、インタビューとかぶらさがり見ておられますとネクタイしてないですよ、ワイシャツ来てないですよ、ブレザー着ているんですよ、スーツじゃなくて。それはユニフォームはもう決めない。フリーでやってください、これいろんな場

面で言い方変えますけど、フェーズフリーというふうな言い方するんですね。場面とかそういうのをフリーにしないよ、変えないよ、これ知事さんのいろんな動きの中ですべて出てきていると思うんですけど、それが行政の所管の中で、多様な生き方支援、というふうな課を名称変更したというところを我々男女共同参画という管下の名称をいただいているわけなんですけど、ちょっとこれから考えていく必要があるん違うかなと思ひまして、毎日テレビ見てましたら知事さんのニュース、そういうスタイル出てくるもんですから、決して楽な服装してないんじゃないかなと思います。だけど、楽な服装してないということは、男、女という偏り、肩はっていないとか、そういうことかなと私は理解しているんですけど。意見として聞いていただけたらと思います。以上です。

会長・・・ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

C委員・・・最後の質問私がしたんですけども、公民館長の選定について回答いただいています。なるほどそうかなと思いました。でも、公民館というのはその地域のことについて、いろんな行事を企画したりする委員なんです。それで、生涯学習課の方では、地域の公民館の活動が田辺市の活力になっていくということなんですけど、現状が地域社会においては、女性がまだまだゼロということで、公民館長は区内の町内会から選ばれるということですね。それで推薦書が出される中で、女性の方が入っていないというのは、現状はそうなのかなと思ってなかなか進んでいないなとすごく残念に思います。

やっぱりこういうところ、地域の男女に関する共同意識はもっと高めていく必要がすごくあるんじゃないかなと思います。そういう意味では、今後、何らかの働きかけができればなと思っています。公民館の会議があったらまた話をしてみますけども、残念に思います。以上です。

会長・・・ありがとうございます。公民館の活動そのものが何かだんだん地域にもよるかもわかりませんが、私も一応公民館の委員はさせてもらっているんですけども、何を企画しても参加者が少ない、特にコロナ禍以降、どんなことをやったら来てくれるのかなって、もう本当に計画するだけでも大変です。

最近の子供会もどんどんなくなっていつてるので、そうすると若いお母さんたちもなかなか出てきてくれない。お父さんとお母さん、両方、どちらでもいいから子供会活動にも関わって欲しいということで、私たちはその公民館の活動にお父さんも参加してください、お母さんと子供さんだけじゃなくてというふうな呼びかけをして、去年、年末にお餅つきをやったらお父さんが3人参加してくれました。OBの中学生の人も4、5人参加してくれたりして、公民館の活動というのはやはり、その対象が広いので大変難しいところもあると思うんですけども、それだけ、私は別に行かなくてもというよう

なとらえ方もあると思うので、本当参加してもらおうというのが難しいと思います。もう大変皆さんご苦労されていると思うんですけど、みんなが参加するという意識になっていただけたらいいですね。

そしたら今いただいたご意見につきまして課の方から何かございますか。

事務局・・・またいただいたご意見、担当の課の方にも伝えておきます。

その他：（１）委員からの提案による意見交換

（前回の懇話会の中で、男女共同参画条例の制定について委員からの意見があったため、事務局から男女共同参画についての田辺市の今までの歩みや現状について説明し、その後人権推進課長から田辺市人権尊重のまちづくり条例について説明した。）

会長・・・ただいまのお話につきまして、皆様方からその条例についてのご意見とか、今ここでちょっと言っておきたいというご意見ありましたらお願いいたします。

D委員・・・今まで男女共同参画推進条例、必要だということで活動してきたものにとっては、やっと市の、なぜ作らないのかという根っこの部分というのはわかったような気がします。

反対をしている人（※田辺市人権尊重のまちづくり条例の策定時）というのが実際あったということの事実をとらえては、わかることです。

全般的なものにして総括的なものにしたということで、でも、それがあるからもう何も他いいのかと言ったら、やっぱりそれに足りないと思ったものは作ってもらったらいというの、いつも言われていることなんですよ。

私たちやってきたものにとっては足りないところがあると思っているからこそ、男女共同参画推進条例は田辺市に必要だということを言い続けてきているんです。

先ほど言った公民館であるとか、地域であるとかいうので、地域によってすごく温度差はあるんですけども、でも、うちの方の田舎の方に住んでいるものにとっては、町内会は男性中心でしか進んでいないというようなことを、公民館に対してもそうであるということは重く受け取っているし、懇話会もこんな状態であるという、この足踏み状態というのがずっと続いているということはありません。

それが、立法事実になる、すごい大きなその何ていうかな、ヘイトスピーチのこと言われましたけど、そこまでのものであるかっていう、言われたらそうでもないかもわかりませんが、でも、限られた事象というよりか、全体的にそうになってまだいるんやということを進まないというその部分というのが、確実にあるからいろんなところに影響があると思っているんです。

特に私が必要やと思っていることに関しては、災害のときというのが、これからいつ

起こるかも知れない災害に対して男女共同参画これが進んでいないとしたら、避難所運営のところにあたっているところなんかでは、いろんなことが起こっていく可能性が想定されます。

それで何とか地域のこと、特に災害防止の地域の自治会で作っている率はすごく高いです。90 何%が地域でもそういう災害の組織自体はできていますけども、中身を見たら町内会をそのままスライドしたようなところがほとんどです。というのは女性の意見が災害がおきたときに通っていかないという状況があるのが想定されます。だからそのところは悠長にやってられないというのが1つです。

ですからそういうところに、各自治体で自治体の課題であるものを条例に盛り込むということが大事であると思いますので、全国同じような男女共同参画条例であったら別に、県のそのままでもいいかと思いますが、やっぱり課題がある、そのところをぜひ何とかしたいというところがあるから、田辺市にとっての特徴的な条例を作る必要があるというふうに思っています。

E委員・・・この間から、この人権尊重のまちづくり条例であるとか、特にこの条例の前文であるとか、令和3年11月号の広報田辺で、人権尊重のまちづくり条例が制定されたことにあたっての、芝本さん、朝井さんと市長とのこの会談の記事を改めて繰り返し繰り返し読んだわけなんですけれども、条例制定するにあたって、大変な時間と労力をかけて議論を重ねて作り上げた、非常に素晴らしい条例だなと感じました。

特に1つの人権課題だけでなく、すべての人権に対して取り組もうという、そういう思いというのも感じたところで、田辺らしい先進的な考えかなと僕は感じています。

今日改めて、課長からもこの経過であるとか歴史であるとかいうのを、教えていただいて改めて自分の思いも強めるところにもなったんですけれども、やっぱりこの、条例の理念に基づいて、この田辺市においてはもうすべての人権課題については、やっぱり真摯に取り組んでいていただきたいというか、行政にあっては責務だし、住民にあっては役割と書かれていますけども、そういう理念に基づいて取り組んでいかないといけないと、特にここは男女共同参画の懇話会ですので、今D委員言われたようにやっぱりまだまだ取り組めていないところ、足踏みしているところというのはあると思います。それについても、やっぱりこの男女共同参画のこのプランに沿った、本質的な取り組みを是非とも行政もけん引して進めていただきたいし、私たち委員もこのプランにのっとって進めていかなあかなという思いを改めて感じました。

ただ個別の条例について、どうこうというのはそれぞれ皆さんも、考え方はあるでしょうし、また、市民の皆さんもいろんな考え方はあるかと思いますが、僕は個人的にはこの条例というのは非常に素晴らしい先進的な、ここの自治体は、特化した条例を持っている、だから田辺市も右へ習えというのではなく田辺市らしい、先進的な条例だと僕は思っています。

会長・・・ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

C委員・・・人権というのは私たちが生活する上で、命と人権、一番大切なことと、すべての活動に共通することです。私は男女共同参画の条例というのは、もちろん人権がすべての活動に関わるんですけど、その中で男女共同参画や社会を形成していくのに男女が同じように、県の条例にも書いているけども共同しながら、社会の経済活動それから文化活動のすべての活動でということで、私は、やっぱり田辺市の現状を見たときに、今日の説明にもありました、平成7年度に女性ルームができて、それから女性センターになって男女共同参画センターに発展していったということで、それから30年経ちます。

30年たった現在は、私自身の考え方ですけども、ジェンダーギャップ、昨日テレビ見てたらフランスと日本は、同じような位置にあった何年か前ですね、それは今ではフランスはもう20何位、日本110何位まで行ってるんですよ。

だから私もなるほど田辺市ももしかしたらそうかもわからないなという、そういう意識をものすごく持ちました。

やっぱり30年の間に、センターができた30年の間にどれだけ進んだのかなあと思っているんです。

今、男女共同参画条例が必要かどうか、その必要性があるのかどうか、あるいは目的がどうなのかという、田辺市人権尊重のまちづくり条例を立ち上げるときに、そういう小委員会ができたと思います。ここに書かれていますね。やっぱりその辺で本当に必要なのかどうかというのをやっぱり考えていく必要があると思うんです。

失礼な言い方かも知れないですけど、懇話会でここで話して、さて10年経ったら進んですか、20年経ったら進んですか、私は疑問だと思います。すごく。

だからそういう意味でも必要性について、小委員会でももって話をして、それで懇話会でおろしていく形でもした方がいいんじゃないかなと思います。

私は、男女共同参画条例が必要でなくなったら、もう男性も女性も同じように社会進出して、政治の分野でも、職業の分野でも、教育の分野でも、必要がなくなったらそれは条例はもう必要はないと思います。だから私は今、必要だとすごく感じています。以上です。

F委員・・・基本的に先ほどの皆さんの意見に賛同いたします。

やはりこれだけですね、立法事実というふうに言われましたけれども、ジェンダーギャップ指数等から考えて、やはり男女平等についてはまだまだ達成できてない状況ということであれば、田辺市の状況もかんがみて、男女共同参画についての個別条例を前向きに考えていくべきだというのが、学識経験者としての私のまず意見でございます。

条例につきまして、男女共同参画社会基本法では策定が義務づけられていないというふうにおっしゃられましたけれども、例えば別の分野です。障害者差別解消法でも、特に条例の義務づけはされてはいないんです。ですけれども、あれは法律案が可決される時の衆議院参議院の議員の附帯決議の部分で、条例によって上乗せをすることは何らとがめられてないし、むしろそういったことが、機運が進んでいくことが望ましいというような附帯条例が、障害者差別解消法の部分では出ています。そういう意味合いで言えば、もちろん障害者差別解消法というのは、男女共同参画社会基本法より後にできた法律ですから、そういった条例との関連性も考えながら、多分そういう附帯決議をされたと思うんですけれども、そういった近年の人権条項に即してみれば、男女共同参画の条例を田辺市で独自で制定をしていくということは、なんらおかしい話ではない。法律が規定していないというわけではなくて、時流から考えてみて他の差別解消系の法律から考えてみると、さほどおかしいことではないというふうに理念的には考えます。

それから、男女共同参画の国の審議会の委員さん、過去に大分いらっしゃいますけれども、男女共同参画条例を進めていくべきだという姿勢を示しておられる委員さんもういらっしゃいます。

そのような意味では、全般的な意向として法律はあるけれども、自治体独自として、共同参画をどのように考えるかを1つ前向きに考えるときのツールとして、男女共同参画条例というものを考えていくべきだろうという姿勢は、いろんな事実から共有ができると思います。

もちろんおっしゃられたように、きちっと時間をかけていって男女共同参画の条例があるべきかどうかということを検討していくべきだというような事実はもちろんございます。ですけれども、多分私はこの懇話会の委員で、かなり多分参加させていただいているのは古いと思うんですね。以前の会長のときからもうすでに、条例を作るべきだというような議論は懇話会の中でありました。ですけれども、田辺市固有の事情でなかなか男女共同参画が進んでいっていないというところで、その話が立ち消えになったりとか或いは後退をしてきたという事実は実はございます。なので、今までの室としての成果があるからいいではないかというわけではなくて、そういった状況ですね、昔から実は懇話会で議論はされてきたんだけれども、なかなか田辺市側で返答していただけなかった。

今回はこういう趣旨ですというふうに返答していただけたのは、1歩進んでいると思いますけれども、以前からされていなかったわけではないということは実は申し上げておきたいとは思っています。

あとは、これをどういうふう to 実現をしていくかというのは、私は学識の立場でしか述べることができませんので、皆さん田辺市民の方のやはり機運にかかっているかと思っています。ですけれども側面的に言わせていただきますと、田辺市のまちづくりで総合的な条例があるから不要ということではない、理念的には、そういうようなことすべて

カバーできるわけではないというようなことをしっかり検討していくべきであろうというふうに思います。以上です。

G委員・・・ちょっと外れてしまうんですが、この条例の今の条例を作ったらいいかどうかということよりちょっと外れるんでそれ終わってからに。

その前に、田辺市人権尊重のまちづくり条例で、説明会（※前回）のときにあえて言われていた罰則規定は設けていません、言っていましたね、その条例で。そしたら、何も罰は考えてないのか。例えば、勧告とか指導とか、パワハラされた人についてはいろいろな守りましようみたいに書いてますけど、した人に対しての指導とか勧告とかは、最後の委任事項で市長が決めっているのか、何か考えているのかどうか。条例化するということは法的拘束力があって、基本方針よりも、確実に守ってほしい、守りませんか、守りましようということで、条例化しておると思うので、守らなかったら何もないのか、といったことはどうかわかりませんが、だからそこら辺何か考えあるのかなって。

課長・・・貴重なご意見ありがとうございます。条例制定するときに、今おっしゃった罰則作る作らないという話なんですけど、そもそもその場で作るときに、法律をまず見ていったんです。その法律の中に、例えば部落差別解消推進法、或いは障害者差別解消法とか、この法律の中に罰則の規定がない理念法という法律なんです。

だから教育啓発しましようねとかいう、そういった相談業務を充実させましようねとか、そういった理念法になっているので、田辺市で例えば差別的な発言をしたから、それをこの条例で罰則をかけるということはできずに、この条例はあくまでもそういうことを起こらないようにするために、教育啓発をしていったり、起こった人に対して相談支援をしていく、どこかにつなげていく、例えば暴力されたら当然これも他の法律で刑事罰になったりとか、司法の方でやったりとか、その罰は当然あるんでしょうけども、この条例で今言われたように罰ってなかなか決めにくいんですよ。

G委員・・・罰までいかななくても、例えば、あなたこういう言い方は駄目なんですよってという注意ぐらいは、まだ考えてない…。

課長・・・例えば、インターネット上で差別的な書き込みをしたということがあったら、当然私たちはそれはモニタリングしていますので、見たときに、その差別的な書き込みが駄目ですよってことで削除の要請をしていったりとか、田辺市の方ではないんですけども、県の方の例えば条例の中では、何回も何回も注意勧告したけど、改善されない程度だったら氏名の公表するとか、これは和歌山県の方の条例で作っています。なので、当然、我々田辺市民も県民なので、そういう差別的な書き込みをしていたら県の方の条例に基づいてそういうふうな氏名の公表をされるというようなことにもなるかもしれ

ません。

あともう1つパートナーシップ宣誓制度、これは和歌山県の方で作ってもらったんですけれども、議会の質問の中で、田辺市でもこのパートナーシップ宣誓制度を作って欲しいというようなご要望、ご質問がございました。

私はどちらかといえばさっきの条例作ってしまうと、例えば田辺市から上富田へ転出したら、このパートナーシップ宣誓なくなってしまうんですよね。だけど、上富田からまた帰ってきたらまたせなあかん。

それから白浜へ行ったらまたせなあかんとかなので、作っているところ作っていないところがあったら公平性に欠くということで、私は県の方の担当に県で作って欲しいと、せめて和歌山県内で住民異動をしても、パートナーシップ宣誓制度が守られるのではないかとということで、独自に市町村で作るのではなくて、県で網をかけて欲しいと要望したことがあって、今知事代わって岸本知事の方でも、そういうパートナーシップ宣誓でやっていただければ非常に大きな成果であったのではないかとこう考えています。以上です。

部長・・・皆さんいろいろご意見ありがとうございます。非常にわかりやすい具体的な条例、今の人権尊重のまちづくり条例どうなっているか、おそらく今度男女共同参画条例もしできるとしたらどうなるかというふうな話にもなるかと思うんですけども。

市で条例作る場合、なかなかその罰則規定、それから人を強制するような条例というのは、こういった理念条例みたいな形ではつくれないかなと。やっぱりそれぞれ人の基本的な自由を尊重しながらになってくるので、理念条例になると。

そうなったときに、先ほど課長から説明あったように、全体的にいろんなものを含み込んでその理念はしているということで今市は考えております。

D委員がおっしゃっていたみたいに、C委員もおっしゃっていましたが、例えば公民館とか町内会とか、なかなか女性の役員さんとかの比率が上がらない。その辺は現実的な問題で、実際のところ受けてくれないとかそういうふうな何ていうかな遠慮されてしまうとか、そういったところがまだ残っているのかなと。

もっと積極的に出てきてくれる人がいろいろいっぱい出てきたら良いとは市としても大歓迎なんですけども、それを無理強いすることもなかなかできないということで、町内会は町内会として、役員選んでいращやるし、公民館はその公民館区で選んでいる中でまだ現実的にはそういう問題があると。

さっきの自主防災組織の話なんかでもいざというときに、そういった不都合があるのではないかとことなんですけど、その辺も市の方は十分考えて理解しておりまして、実際の市の防災担当職員の中に女性を入れて、女性目線でいろいろ現場で不都合ないように、できるだけ可能な限り対応していこうとそういう市の考えは持っております。一番大事なのは、条例もそうなんですけども、やっぱりその実際の行動になるような基本

プランというのがうちには、参画プラン、もう3次までやっていまして、それをどれだけ市として啓発していけるか。皆さんのそういう意識が変わって公民館で役員をする、町内会の役員をしていくというふうな意識を、何とかもうちょっと市としては向上させていきたいと考えておりますので、条例の話もそうなんですけど大事なのはやっぱりそのあたりかなというふうに市としては認識しております。以上です。

D委員・・・懇話会の中でこれで終わってしまったら、また一緒やと思うんです。このまま流れてまた懇話会が年に1回2回あるだけになると思います。

C委員がおっしゃってくれたように、小委員会でも作ってそれをもっと確実に議論できるような場というのが必要だと思うんです。F委員もおっしゃってくれたように、そういう全国の流れというのがある中で、また意見だけ言って終わりですねというわけにはもう何て言うかな。毎回同じことを繰り返すんじゃなくて、やっぱり1歩進みたいと思いますので。ここで小委員会を作るなら作るというのを、何らかの形で決めていただく。今日じゃなくてもいいですけども、決めていただくという方向にならないと進まないんじゃないんですかと思います。

事務局・・・ありがとうございます。1つは、この会議の後に、今日団体から出てきておられる方も多いので、今すぐこの場で意見を少し団体の方にも聞かないかという方もいらっしゃるかと思われましたので、後で、プランのときに意見を書いていただいたように、紙とか、またメールとかでいただく様式でご意見をお伺いする予定ではあったんですけども、会長さん、もし今のD委員のご意見で、それも含めてお聞きするのでいいかどうか、やっぱり紙今もらったら、1ヶ月2ヶ月、その次にしかないというご意見に対しては、いかがでしょうか。

会長・・・私もちょっと今日はいろいろな意見を聞いていまして、結局、田辺市にはプランもありますし歴史もあります、今までやってきたこともあるんだけど、そのプランはありますけれども、果たしてそれが皆さんそれぞれ市民の人にちゃんと共有されて、それを実践していつてますかというそのところが、苛立ちというかお腹立ちになっているような気がします。

せっかくいいものがあつたとしても、見えないところでは動いているところもあると思うんですけども、なかなか全市的にそういうのが見えてこない、一部の人だけが頑張っている、でもみんながついてこない、それは一体誰が悪いのか。それは誰も悪くはないし、みんなが悪い。

もっとこう田辺市全体の動きにプランを活用して、きちんとみんなで作り上げていこうという意識にならないと、いくら懇話会で音頭とってもそれは動かないと思いますし、全市的な運動というか動きになっていないと無理かなというところもすごく感じまし

た。

いいものもあるんだけど本当にそれを使われていますか、職員さんがそこまで意識して進めてきたんですか、というお怒りだと思いますので、皆さんそれぞれ持ち帰って、ご自分のそれぞれの団体のところで、いろんな意見をまたいただけたらありがたいと思うんですけれども、今日はそこまで話すぐにはいかないと思いますので、何らかの形で皆さんの意見をいただくという。

さっき事務局の方から言いましたけれども、メールであつたりとか、文章でも結構ですので、今日のこういう議論があつたということをそれぞれの団体に持ち帰っていただいて、皆さんはどう思われますか、皆さんはどういうふうに今まで活動してこられたかということも含めて、ご意見をいただけたらまたそれをもとにどっちの方向へ進んでいけるのか、もうちょっといえるのかなと思いますので、それでいかがでしょうか。何かご意見をいただくということで。

C委員・・・私は公民館で出てきています。公民館の会議でまたみんなで条例の制定についてあるんですけどって話をして、そしてまたおろすんですかここへ。

それぞれの代表が、私は代表で出てきてるんだから、この中でD委員が言われたように、私もそうですけども、小委員会を設けて条例が本当に必要かどうか、そして、もし必要でなかったらまた男女共同参画推進を進めていく上で、どのような進め方があるのか、今までのままでいいか、もっとこんな進め方、この策定されたものを市民の方々に周知していくのに、そういうことまで含めて私は公民館代表として出てきているんで、公民館の中でまたみんな30人寄ってきてまたそこで話すんじゃないなくて、私は代表なんだからこの場で小委員会を決めたらいいと思います。

会長・・・小委員会を作るとかそういう話ではなくて、公民館ではそしたらいつもこの男女共同参画の進め方について、各地域ではどういうふうな動きになっているかとかいう話はされているんですか。

地域で男女共同参画がなかなか進んでいない現実があるとD委員もおっしゃいましたけど、公民館の会合として、町内会長さんとか公民館の館長さんとか、集まったところでそういうお話はされたことがありますか。

C委員・・・ないですね。

会長・・・各公民館の現状というのは。

C委員・・・多分公民館長は、私のように意識持っている、あれ公民館長に女性の方誰もいてないんやなって意識持っている人もいるかもわからないんですけど、私もここ

へ来る前はそんな意識はあまり少なかったです。

だから、公民館の中で話をするということはないです。公民館長全部 30 人集まって話をするということはないです。なかったです。これからも多分ないと思います。年に 1 回か 2 回あるんですけど会議というか、生涯学習課の方が主催してくれる会議はあるんですけども、具体的にそんな話は多分する機会がないと思います。

会長・・・各部署といいますか公民館とか町内会なりとか、その人たちに任せてしまっていて進めていくべきではないです。やっぱり市が音頭を取って、きちんとういうことで話し合いを持っていただけますかとか、そういう提案みたいな、課題提案みたいなものがもしあれば違うのかもわからないですね。

部長・・・時間も大分経って、話も結構深いところまでいってると思うんですけど、今、C委員の話ももつともで、委員さんによっては団体の代表、一応その団体から選出されておりまして、権限すべてゆだねられてるという方はいいんですけども、一応やっぱりその中としての考え方というか、男女共同参画を否定するような話では全然ないんですけども、この条例が必要かどうか、それに対して今小委員会作って、もう小委員会作るということはどっちかと言えば、進んでいくという話になってきますので、その辺の考え方は今皆さん意見言っていただけの方は言っていたんですけど、なかなか皆さんの前で言いにくいし、自分も持ち帰って相談してみないとその代表としての意見にならないということもありますので、個人的な意見は別です、それは別として、ちょっと様式を用意していますので、今回それを持ち帰っていただいて、その条例について、それから今、小委員会とか作って進めるべきであるとか、もう人権尊重のまちづくり条例でいいんじゃないか、もっとプランを推進していくべきなんじゃないかとかいろんな意見あると思いますので、それをこの場で言いにくいと思うので、また、ペーパーなりメールなりで出していただいたら一番いいんじゃないかなと、それをうちとしても参考にさせていただきたいと思います。

A委員・・・皆さんの意見を聞かせていただいて、私個人の意見もちよっとお話をさせていただきたいんですけど、私自身も条例については賛成していて、ただ、田辺市の独自性というところですね、田辺市は熊野信仰の精神が根付く町だからこそ、ただの男女共同参画というわけではなくて、熊野の文化を生かした多文化共生ですとか、実際その本宮町には外国人の方が増えてきているんですね、移住者というか、働き手としても増えているというところと、あとは観光客がすごくいっぱいいるというところで、田辺市が今後発展するにあたって、やっぱり外国人の方の力は必要だと思っているので、男女共同参画の条例に何とか観光業の発展とか外国人の施策を条例に盛り込むことが、田辺市ならではの国際都市男女共同参画みたいになるのも面白いのかなあと考えていま

す。

男女共同参画となるとやっぱり硬くて、何か近寄りがたいイメージがあるけど、そこに何か新たなエッセンスというか、目新しさがあることで何かに引っかかるんじゃないかなと思っています。

熊野の精神を生かしたやさしいまちづくりというか、熊野信仰って誰もが受け入れられる文化っていうところもあるので、そういった何かこう表記というか、そういった感じもいいのかなくなってしまったらと思いました。以上です。

H委員・・・私も条例があったらいいなと思うのですが、田辺女性センターができて、そこから関わらせてもらっているんですけど、推進室というのが本当に他にないときに田辺は早く推進室という形ができて、本当にそこからすると県下市町村にはそういうところがなくて、総務課とかいろんなところが兼ねてるときにどうやって男女共同参画を進めていくかというところで、市民も巻き込まないかん、で行政だけでは駄目だということで進めてきているんです。

今、室ができて、それこそ一番、田辺が早くできていて、その推進室の職員さんの方がどういうふうに考えているか、進んだと思っているのか、室があってよかったと思っているのか、そこも加えていつも思うんですが、進んでいるからもうこれでいいわと言うのか、もっと巻き込まないかんと思っているのか、この活動も振り返って、私も自分がいっぱい関わっているんで、いろんな講座をするんですがなかなか参加が広がらないんです。

私もちょっとこのあいだ別の会議出たときに、前と同じやつやからもう行かんでいいかなと思ったという方がちょっとあったので、確かに似たような、大事なんですが防災についてだったり、もう前も聞いたからいいかなっていうのをちょっと聞いたことがあって、このままの形で、確かに啓発も必要だからっていう形でいいんですが、きちんとここで条例という形を作って、1歩踏み出しませんかというのは最後に思ったので、すみません。

事務局・・・室として、プランに基づき着実に進めていると考えております。具体的には例えば男性の育休が増えてきた、職員の中でも男性が育休1年とる人もいらっしゃいます。そういうのは少し前と大きく違っていると思います。

あとは、推進員というボランティアの会議でもよく出てきますけれども、若い人は男の人でも、食事の用意もするというような声もよく聞かれます。進んでいるところもあると思います。

あとは、条例が全国的に出てきた時代から、先ほど説明しました女性活躍推進法とか、困難な問題を抱える女性のための支援法とか、いろんな法律も国でできてきているのは、国の内閣府の進めている方向性でありますので、それをもとに着実に田辺市でもそうい

う啓発をしていきたいと思っております。

会長・・・このままではちょっとまとまらないと思いますので。やはり皆さんの、それぞれの団体がどういうふうな考えでいらっしゃるかというのは、今日、意見を出していただいたのは、賛成という意見、条例が欲しいという意見が多かったと思うんですけども、全員がそうなのかということもちょっとわかりませんので、きちんにご意見をいただきたいと思います。

それで、さっきおっしゃったように、じゃあ次の懇話会まで待つのかとかそういうことではなく、ご意見いただいたらそれを真摯にご検討いただいて、早急にどういうふうにしていくか、小委員会を作りたいという意見ももし多ければ、またそれが可能かどうかとか、そういうところも含めて室の方できちんと市との対応というのを考えていただけたらと思います。

事務局・・・ちょっといいところばかり言ったかもしれないので、いつもD委員など言っていたように、審議会の女性比率が進んでいないというところは課題としてあるのは認識しております。

庁内で掲示板サイトに、皆さんの各部署で審議会の女性の比率を上げるために、というのをアップしても、やはりいろいろな意見があります。

それは 30%を強制的にかというような意見もありますし、なかなかやっぱり女性の人でも前に出ていけるかというのもありますので、またそこも課題としては認識しております。

B委員・・・総花的にとらえますとね、人権というくくりでとらえていくと、男女共同参画、女性の権利、そしたらそこから枝葉で子供たち、今の虐待とか、自殺であったりとか、子供たちの人権、もう1つ対峙して出てくるのは、障がい者の人権とか、これ人が生きていく中でエンドレスな、価値感皆さん違いますから出てくると思うんですね。ですから、だからといって手付かずで時とともに看過していけばいいよということではなくて、これ我々、男女共同参画女性の権利というのをとらえていますけど、また違う観点で、そこをどこかがまとめながら、どことは言わないですけど、波及的にとらえていかないと部落差別とかいまだに出てきてるようですね。

ちょっと組織の中でそういうのを聞いておるんですけども、地域的とかもろもろでいくと、フェーズフリーってさっき言いましたけどシームレスと言ったり溶けゆく境界と言ったり。男女というのもそういうことだと思うんですよ。

我々はこの場面で男女というとらえ方で女性の権利とかも踏まえてやっていますけど、もうちょっとこう、母数いっぱいあるわけですから権利という生きていく中で、そこもちょっとこの風呂敷を大きく幾つも広げてしまったようなところがあると思うんです。

けど。そこも見えていかないと、1つだけ解決していった問題解決にはならないと思います。

すいません、なんかまとまりかけたのまた広げてしまったところあるんですけど、自分が子ども・子育て会議とかそういうのに出ている中で、やはり同じ問題意識を持ったりしますので、そこも含めておいていただければ、人権推進課という中に、我々の委員会があるわけですから、ちょっとそこへ立ち返っていただくのも大事なかなと思います。以上です。

I 委員・・・自分ちょっとよくわからないので、課題をちょっと整理したいと思うんですけども、今日お話の中であったのは、やはりこのプランがあり人権全体の条例がある中で、男女共同参画の条例が必要じゃないか、必要だと思う方もいらっしゃる、その全体を包括する条例があるからいいということだったと思うんです。

それに対して男女共同参画条例のことをもうちょっと話しませんか、そのために小委員会、作ってはどうかというご意見があったので、それに対しては、今一旦持ち帰って相談しましょうってなったんですけども。

そしたら、今後スケジュールとして持ち帰って話した方がいいんじゃないかとか、いろいろ意見もあるかと思うんですけども、その小委員会に関しては、条例を作ろうと進める委員会ではなくて、その条例が必要かどうかというのを議論するような委員会だと思うので、であるならば持ち帰って相談してもいいと思うんですけども、次、いついつまたこういう持ち帰った意見を集約したら、今度この懇話会がいつあるかちょっとはっきりわかりませんが、そこまで待つんじゃなくて、持ち帰って話ししました、じゃあ次その集約しましょうというのを、ちょっとこのスケジュールとかを整理しないと、またそのまま流れてしまうと思うんです。

以前、条例が必要じゃないかという一般質問がありましたが、そのときのお答えも、プランがある中で機運がもっと高まったら、条例のことも考えるであつたりとか、個別の条例の制定を妨げるものではないというお答えだったので、やっぱりもう10年、20年ぐらい変わらずにいるよりは1歩進めるために、議論の場を持つのをちょっと決めておいた方がいいんじゃないかなというふうに思います。スケジュールを整理して欲しいなと思っています。

会長・・・ありがとうございます。今後どういうふうに小委員会立ち上げたらという意見がちょっと何人か出されていますけれども、スケジュール的なものもあると思いますし、室としてはどういうふうにしていきましょう。

事務局・・・すいません、小委員会の話というところまでは想定していなかったのですが、いったんこちらとしては紙をお配りしまして、その小委員会そこで条例制定する必要か

どうかのお話し合いを兼ねる小委員会を立ち上げるかどうかとか、また条例について制定の方がいいよとか、必要ないよというご意見をいただきたいなということで、お配りしたいと思うんですけども、今日のところはそんな感じでよろしいでしょうか。

会長・・・いかがでしょうかこのままちょっと話し合いを進めても、進まないような気もして。

部長・・・意見集約、そこに3月中旬って書いてあるんですけども、2月の終わりぐらいまでにちょっと団体さんのいろいろ役員さんとか他の人の意見聞くの時間ないかもしれないですけど、できるだけ早く3月中旬より早くいただいて、それでまたその結果で相談させてもらいます。会長さん含めて。

C委員・・・男女共同参画小委員会を持ちますかどうかの意見でしょうか。策定についてというか小委員会を持つかどうかという意見じゃないんですか。

事務局・・・そちらも含めて、ちょっと今回想定しなかったので策定についてのご意見ということだったんですけども。

C委員・・・条例が必要ないという意見もあると思うんですよ。だから、その小委員会を持つかどうかも含め。

事務局・・・そうですね、そちらの方も今日は議題になったので、その辺のご意見もいただけたらと思います。

その他：（２）委員の任期と次期委員について

（委員の任期について事務局から説明）

その他：（３）その他

J委員・・・今日はありがとうございました。私が1つお聞きしたかったのは、A委員が冒頭に生涯学習フェスティバルのイベントということで、現状はちょっと分からなくて申し訳ないんですけど、今現在はその地域にあるクラブやサークルというのはないのでしょうか。これ紹介ということさっき教えていただいたんですけど。地域にあるクラブ、サークルは今のところはできていない状態なんではないでしょうか。

会長・・・A委員いかがでしょうか。

A委員・・・そういうことではなくて、現状として、中学校では部活動が人口減少で生徒の人数も少なくなっている。あとは教員の負担を減らすために活動を地域に移行しようという動きがあるんです。だけどそれが進んでいない状況なんですね。

というのも運動スポーツとかその文化系のものとかの指導者がいないというところがあるんですけど、それをうまくマッチングするために指導者さんたちと子供たちを何かつなげられたらいいのになというのがあるって、生涯学習のイベント等で何かそういう活動ができればもっと進むんじゃないかなあと思ったので提案させていただきました。以上です。

J委員・・・具体的にありがとうございました。

会長・・・ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。事務局から何かありますか。

(事務局から事務連絡)

会長・・・終わりに副会長さんから、ご挨拶お願いいたします。

(副会長挨拶)

会長・・・これもちまして、令和6年度第2回田辺市男女共同参画懇話会を終了いたします。皆さんありがとうございました。